

道路(1)

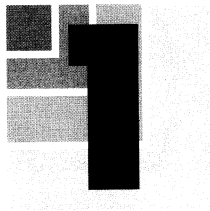


2

一般都市施設

●基本的考え方

歩道は、人が目的とする施設に安全かつ円滑に到達するための重要な通路である。そのため、すべての人が安全に移動できる歩行空間として連続的に整備する。特に縦断こう配と横断こう配は緩やかにし、横断歩道前後では、車いす使用者、視覚障害者の安全性を考慮する。



歩道

一般都市施設整備基準

歩道は、次に定める構造とすること。

- (1) 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。
- (2) 歩行者の通行動線上には、段を設けないこと。
- (3) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。
- (4) 排水溝には、車いすのキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。
- (5) 歩道が交差点又は横断歩道において車道と接する部分は、次に定める構造とすること。
 - ア 車道との境界部分の段差は、2センチメートルを標準とすること。
 - イ すりつけこう配は、12分の1を標準とすること。
 - ウ すりつけ区間と歩道が車道と接する部分の間に、水平区間を設けること。

整備基準解説

- (1) 幅員の確保
 - ア 200センチメートルは、車いす使用者同士が相対してすれ違うことができる幅180センチメートルに安全率として余裕幅を加えたものである。200センチメートル以上確保することが困難な箇所等やむを得ない場合には、100センチメートル以上の幅員を連続して確保し、車いすが回転できる構造として、要所に150センチメートル以上の幅員を確保する。
 - イ 有効幅員をできるだけ広く確保するため、必要に応じて電柱等の整理統合に配慮する。
 - ウ 歩車道を明確に分離し、歩道への乗り上げ駐車を防ぐため、ガードパイプや植樹帯等の道路構造上の工夫をする。
- (2) 段
通路の施工にあたっては、凹凸や段が生じないよう平坦性の確保に十分配慮する。
- (3) 路面
 - ア 路面は乾いている状態でも濡れた状態でも滑りにくい仕上げ材を選択する。
 - イ 路面の摩擦が大きい場合は、逆につまりく原因となることもあるので舗装材の選択には十分留意する。
- (4) 溝ふたの構造
格子型の場合にはピッチ1.25センチメートル程度、又は1.5センチメートル×10センチメートル程度とし、円形の場合には直径2センチメートル程度以下とする。
- (5) 交差点及び横断歩道
 - ア 段差
車いす使用者の利便性と視覚障害者の安全性の確保の双方を考慮し、歩車道の境界部分の段差を2センチメートルとして最小限残すとともに面取り構造とする。
 - イ こう配
(ア) 切下げによって生じるこう配の方向は、歩行者の通行動線の方向と一致させる。
(イ) 可能な限り、すりつけこう配を20分の1以下とする。

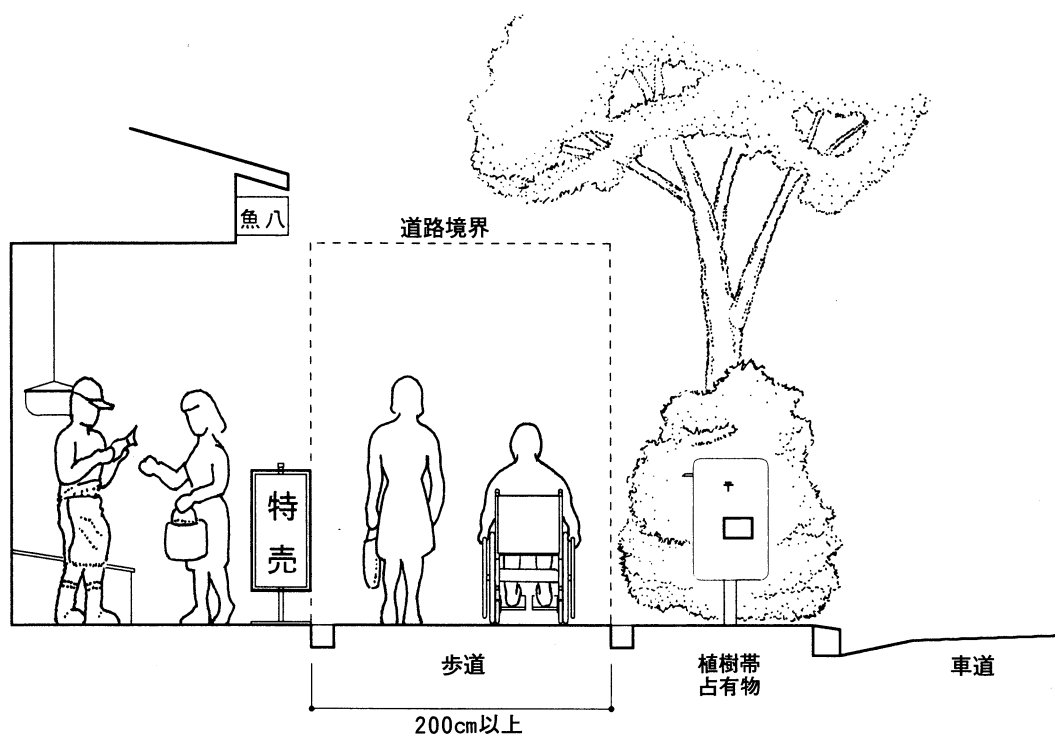
図面番号

→〔図1-A〕
〔図1-B〕参照

→〔図1-C〕
〔図1-D〕
〔図1-E〕
〔図1-F〕参照

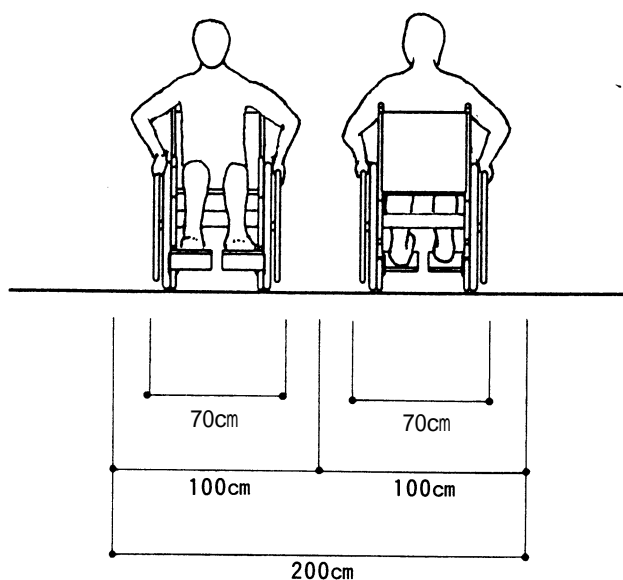
→〔図1-G〕
〔図1-H〕
〔図1-I〕参照

図1-A 歩道の有効幅員



商品のせり出しや置き看板等は、歩道にはみ出さないようにする。

図1-B 車いす同士のすれ違いに必要な寸法



ウ 水平区間

信号待ちの際、切り下げた部分に車いす使用者が停止できる水平区間としては、150センチメートル以上確保することが望ましい。

→〔図1-K〕

〔図1-L〕参照

コ ラ ム

障害者、高齢者等の安全かつ円滑な道路空間の確保にあたって留意する項目

(1) 幅員の確保

有効幅員を狭める路上への商品のせり出し、置き看板、放置自転車等を防止する工夫が必要である。

(2) 道路とそれに接続する施設との関係

ア 歩道と民地との境界付近の段差は極力なくすよう配慮が必要である。また、道路側の改良により新たに民地側と高低差が生じる場合も民地側との段差の解消を図るよう配慮が必要である。

イ 道路を除く一般都市施設の進入路・出入口に面する歩車道の区分がない道路の地先境界にあっては、切下げ構造等により段差の解消を図るよう配慮が必要である。

ウ 車乗り入れ部の段差切下げについては、沿道状況により、特殊街きょブロックを使用するなど可能な限り歩道の平たん部を連続して確保する配慮が必要である。

図1-C マウントアップ方式

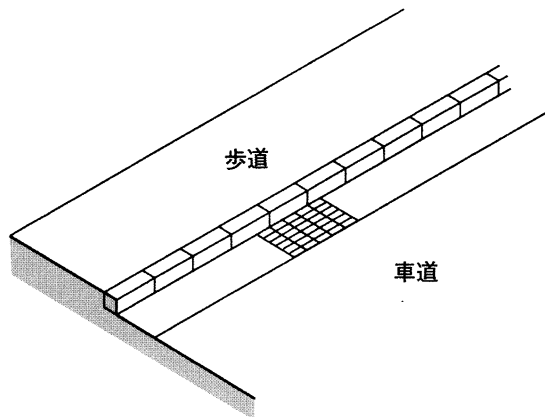


図1-D 植樹帯での分離

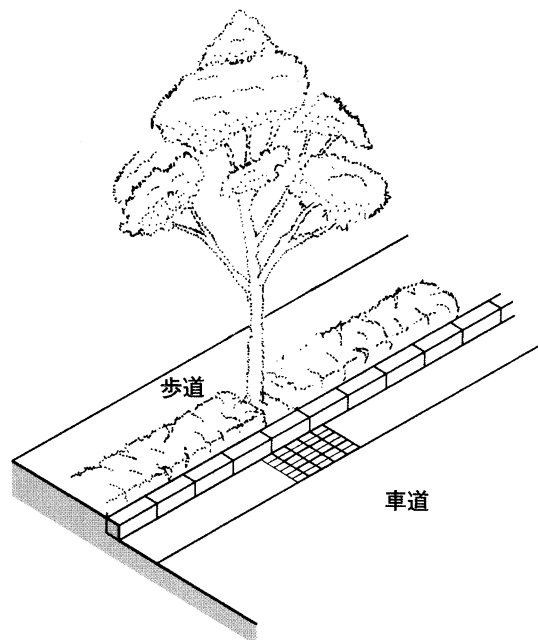


図1-E ガードパイプでの分離

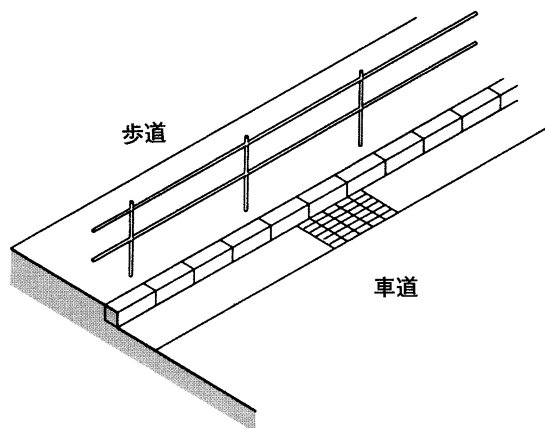


図1-F フラット方式

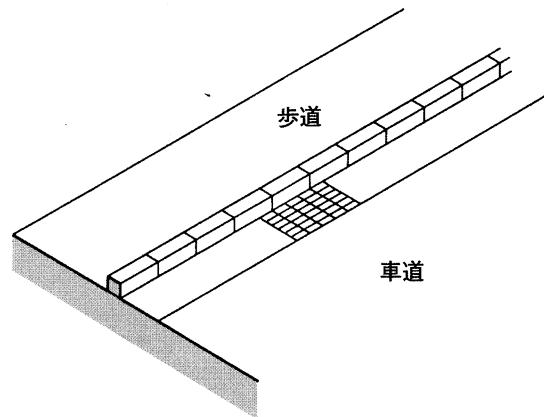


図1-G 歩道の切り下げの例 (交差点)

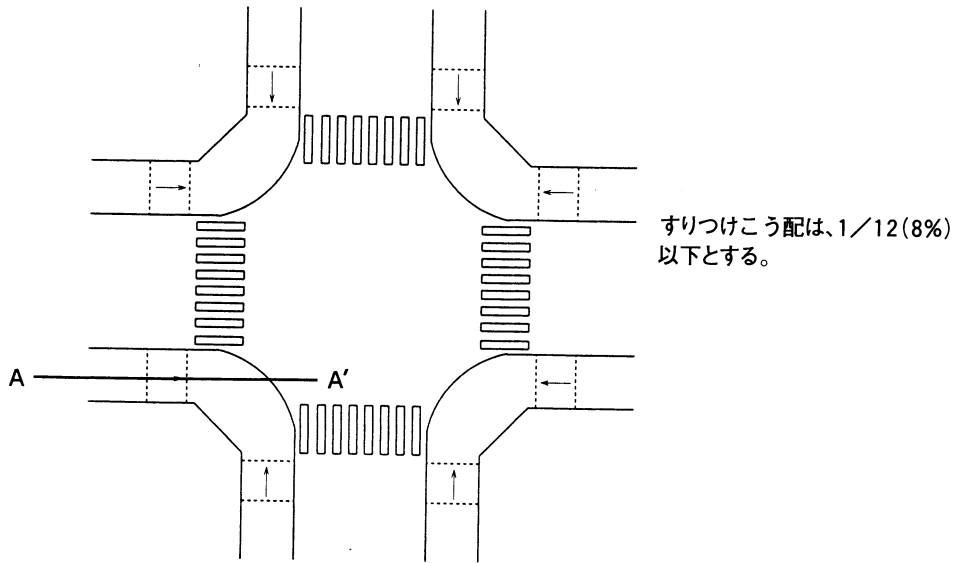


図1-H 段差切り下げ断面

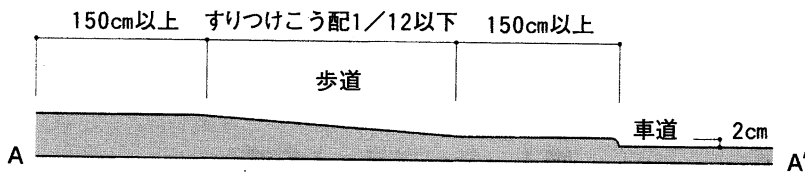


図1-I 狭幅員の直線部に横断歩道のある場合の切り下げ例

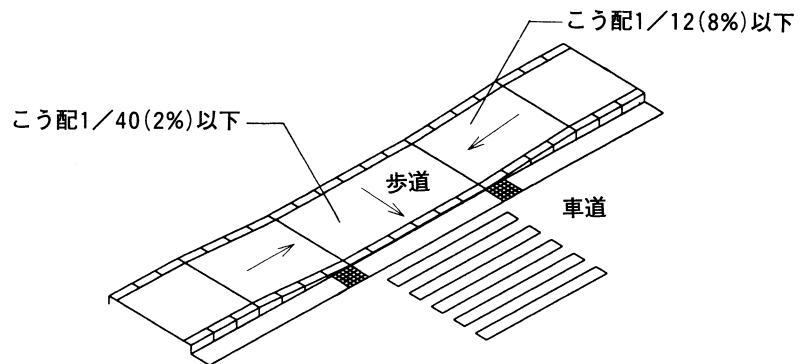


図1-J 歩道が狭い場合の切り下げ例

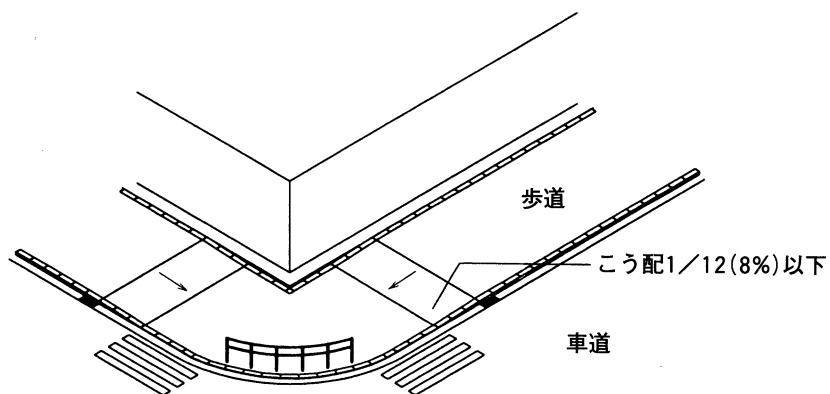


図1-K 歩道が広い場合の切り下げ例

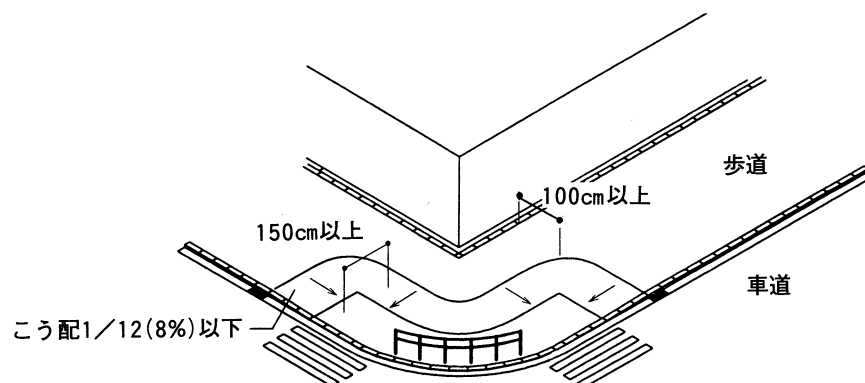
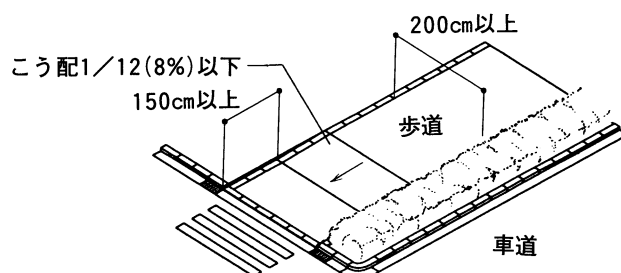


図1-L 切り開き形式の場合の切り下げ例



2

案内標示

一般都市施設整備基準

案内標示を設ける場合は、次に定める構造とすること。

- (1) 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。
- (2) 障害者、高齢者等の通行の支障とならないような位置に設けること。
- (3) 車いす使用者に見やすい高さに設けること。
- (4) 照明装置を設ける場合は、十分な照度を確保すること。

整備基準解説

- (1) 案内板等の文字
 - ア 書体は太ゴシック系がよい。記号や図は知的障害者、子ども、外国人等にも分かりやすいデザインとする。
 - イ 案内板等の漢字表記については、必要に応じてひらがなを併記する。
 - ウ 必要に応じて触覚による案内方式（点字表示等、触知図）を併用する。
- (2) 設置位置
歩道の有効幅員の確保に配慮する。また、視覚障害者の通行の支障とならないように設置する。
- (3) 高さ
案内板表示面の高さは、平均的視点の高さと仰角から、路面より50から200センチメートル程度の範囲とする。この基準は利用者が板面から100センチメートル程度の距離から見ることを想定している。
- (4) 照明
夜間の判読性を高めるため、照明を近接して設ける。この際反射による判読性の低下に注意する。

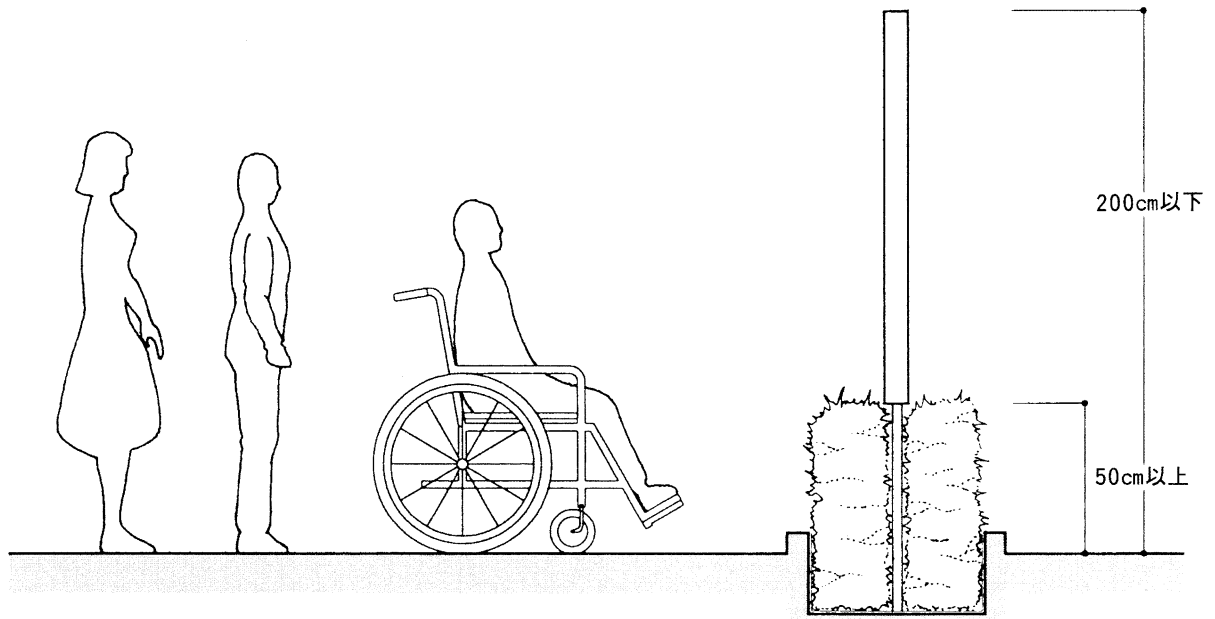
図面番号

→〔写真2-A〕参照

→〔図2-B〕参照

→〔図2-A〕参照

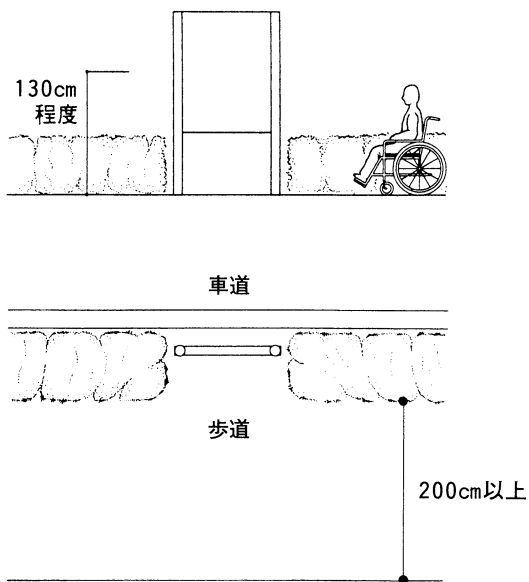
図 2 - A 案内標示の設置例



表示板面の中心は、目線の高さ（130cm程度）とする。

図 2 - B 歩道への案内標示の設置例

写真 2 - A 音声案内及び触知図のついた案内標示



(市庁舎前)

3

視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備

一般都市施設整備基準

- (1) 次の場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること（工に掲げる場所にあつては、連続して敷設すること）。
- ア 歩道が交差点又は横断歩道において車道と接する部分
 - イ 立体横断施設の昇降口に近接した路面
 - ウ 指定施設（立体横断施設を除く。）の出入口等に面する歩道
 - エ 不特定かつ多数の者が利用する施設又は視覚障害者が利用することの多い施設から最寄りの鉄道の駅又はバス停留所に至る歩道のうち、視覚障害者を誘導することが必要である場所
 - オ その他特に歩道上で視覚障害者を誘導し、又はその注意を喚起することが必要である場所
- (2) 視覚障害者誘導用ブロックの構造は、次のとおりとする。
- ア 大きさは、縦横それぞれ30センチメートル又は40センチメートルとすること。
 - イ 色は、原則として黄色とすること。
 - ウ 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色又は輝度の低下が少ない素材とすること。
 - エ 形状は、次のとおりとすること。
 - （ア）突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとする。
 - （イ）移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。
 - （ウ）視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。
- (3) 信号機により交通整理の行われている交差点又は横断歩道には、視覚障害者用信号機を設けるよう努めること。

整備基準解説

- (1) 敷設場所
- ア 交差点、横断歩道
平面的に車両と交差する交差点・横断歩道は視覚障害者にとって危険な場所である。敷設にあたっては、踏み越すおそれのない敷設幅を確保する。
 - イ 立体横断施設の昇降口
昇降口の直前に敷設することにより、立体横断施設等の位置の表示と誘導を行う。
 - ウ 指定施設の出入口等に面する歩道
施設側に施設への誘導を目的として視覚障害者誘導用ブロックが義務により敷設されている場合に連続して敷設する。敷設にあたっては、踏み越すおそれのない敷設幅を確保する。
 - エ 連続敷設
区役所、図書館、市が設置する全市一館施設その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等から、最寄りの駅、バス停への経路には、視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設する。
 - オ その他の敷設場所

図面番号

→〔図3-C〕
〔図3-D〕
〔図3-E〕
〔図3-F〕参照

→〔図3-G〕参照

図 3 - A 30cm角視覚障害者誘導用ブロックの構造と敷設方法

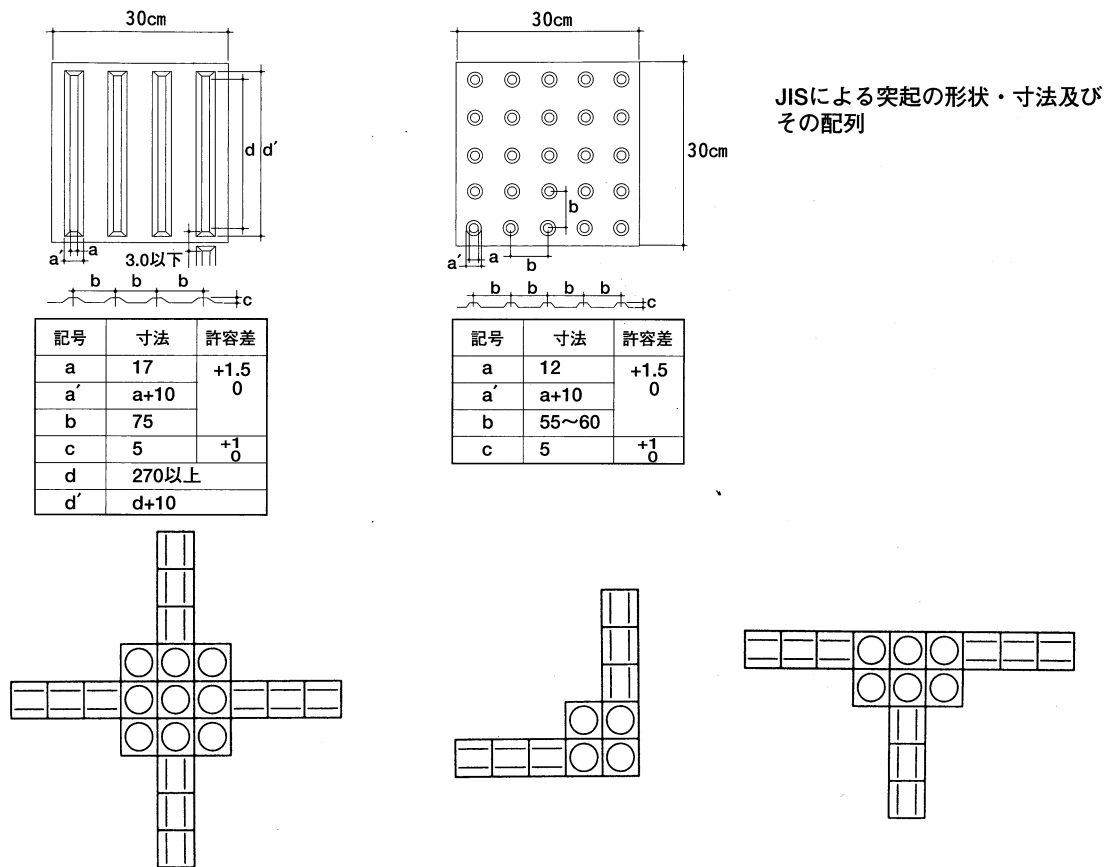
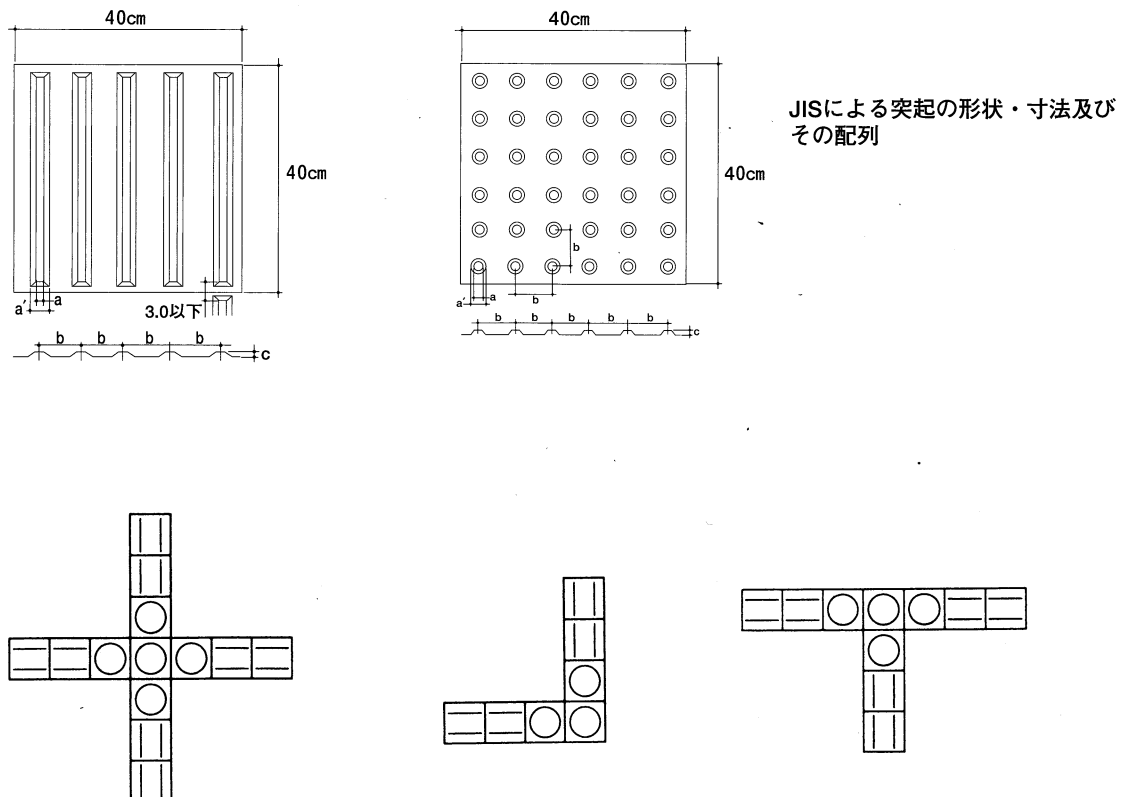


図 3 - B 40cm角視覚障害者誘導用ブロックの構造と敷設方法



(ア) 歩道上に点字案内板又は触知図を設ける場合は、視覚障害者を誘導するため、正面に視覚障害者用誘導ブロックを敷設する。

(イ) 通行量の多い駐車場入口等で横断歩道はないが平面的に車両と交差する場所や、地下街の入口その他歩道上の障害物の周囲で注意を喚起する必要がある場所に敷設する。

カ 敷設にあたっての留意点

(ア) 視覚障害者誘導用ブロックが識別しやすいよう周辺の床材をレンガやインターロッキング等とする場合、目地部にも段差が生じないように施工する。

(イ) 歩道に連続して敷設する場合は、歩道の中央部に敷設し、かつ境界部から通行の支障とならない距離を確保する。

(2) 視覚障害者誘導用ブロックの構造

ア 大きさ

視覚障害者の歩行感覚をとり損なわない最低限の大きさとして、縦横それぞれ30センチメートルとした。歩道等の屋外をある程度の速度で連続して円滑に歩行する場合には、多少の振幅を考慮して、縦横それぞれ40センチメートルの大きさが望ましい。敷設にあたっては利用者が混乱しないよう統一した大きさのものを使用する。

鋳製は弱視者への視認性に欠け、また滑りやすく、抜け落ちる可能性があることなどから使用しない。

イ 色

危険を知らせる箇所（交差点・横断歩道の直前等）は黄色とするが、歩道上を水平に歩く安全な箇所に関しては、路材に対し、対比効果が発揮できる限りにおいて、黄色が困難な場合には黄色以外の色とすることができる。視覚障害者誘導用ブロックが路面との色彩と類似する場合には、周囲の路面との輝度比2.0程度確保することにより、誘導ブロックを容易に識別できる必要がある。また、利用者が混乱しないよう連続した経路に関しては統一された色を使用する。

ウ 材質

材質の選定にあたっては、鋳製のものは滑りやすく、抜け落ちやすいため使用しない。また、ゴム製のものは耐久性に欠けるため使用しない。

エ 形状

(ア) 突起の形状

ブロックの形状については、点状と線状の区別ができないようなもの（線状突起が小判型の線状ブロック等）は使用せず、JIS規格のものを使用し、利用者が混乱しないよう連続した経路に関しては統一された形状のものとする。

(イ) 線状ブロック

歩行方向は、誘導対象施設等の方向と線状突起の方向とを平行にすることによって示す。また、放置自転車や置き看板等で通行に支障を及ぼす恐れがある場合には、PRシートを敷設するなど視覚障害者が円滑に通行できるよう配慮する。

(ウ) 点状ブロック

注意・警告すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内する場合に用いる。

(3) 視覚障害者用信号機

ア 設置場所

付近に視覚障害者の利用が多い施設があるため、横断需要が多い場所や、その他自動車交通量が多い場所等がある。特に、鉄道の駅等から施設まで視覚障害者誘導用ブロックが連続的に敷設された経路上にあつては設置に配慮する。

イ 設置にあたっての配慮

視覚障害者用信号装置の音量については、目的とする施設の稼働時間を考慮して設定する。また、稼働時間帯については、交通量や周辺環境を考慮して設定する。

→【図3-A】

【図3-B】参照

→【図3-H】参照

図3-C 直線部に横断歩道がある場合の敷設例

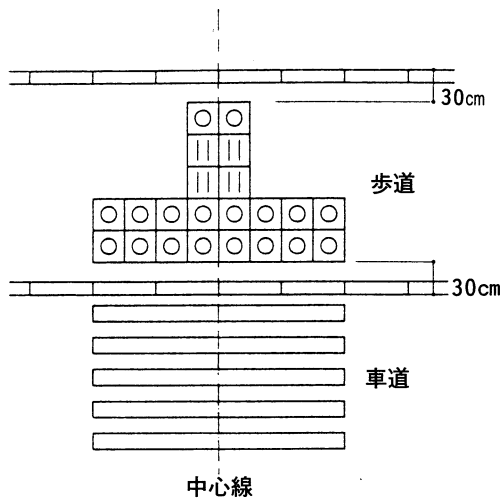


図3-D 巻き込み部に横断歩道がある場合の敷設例

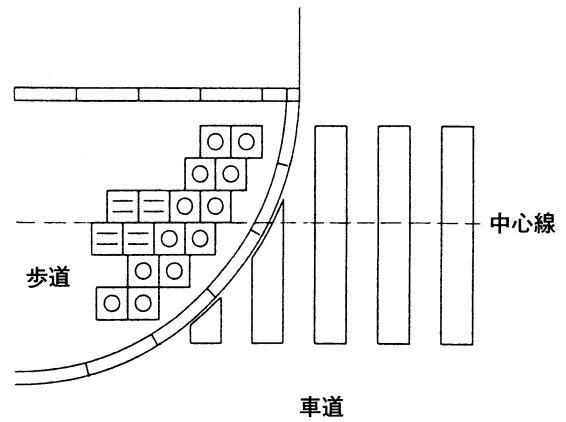


図3-E 2方向に横断歩道がある場合の敷設例

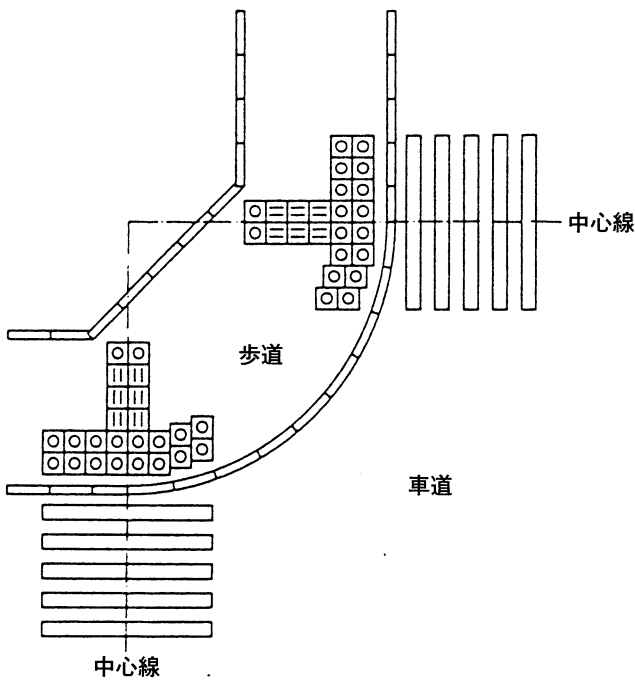


図3-F 横断歩道が近接している場合の敷設例

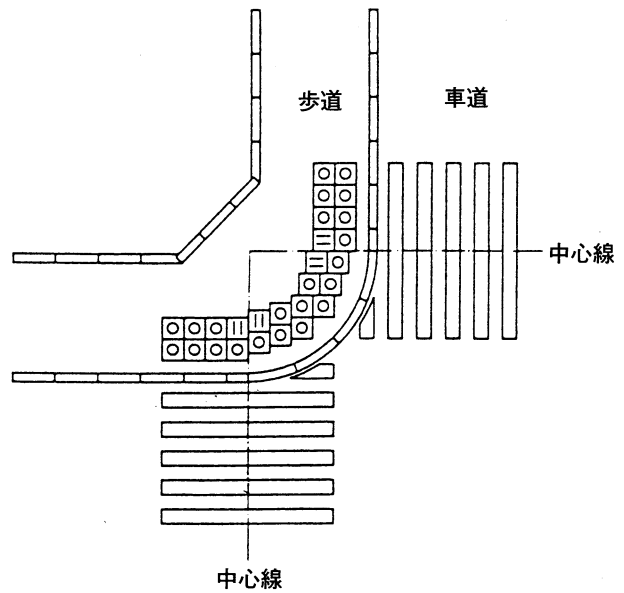


図3-G 障害物回避の敷設例

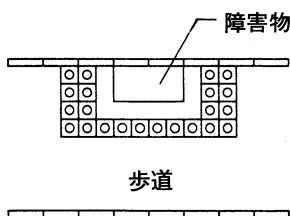
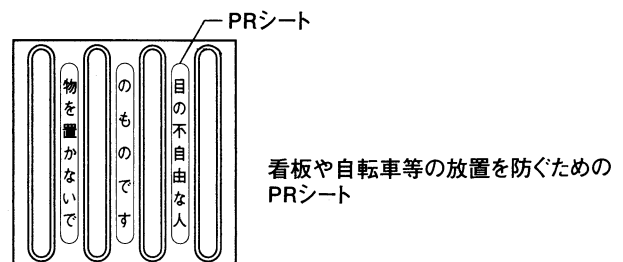


図3-H PRシートの敷設例



4

ベンチ等

一般都市施設整備基準

必要に応じ、障害者、高齢者等が歩行中に休憩できるようなベンチ等を設けること。

整備基準解説

○ 基本的考え方

障害者、高齢者等は、長距離の歩行や、長時間の立位が困難な場合があるため、目的とする施設の途中で休憩できるスペースが必要となる。休憩スペースには休憩機能を確保するベンチや上屋、植栽等の設置が考えられる。

図面番号

→〔図4-A〕

〔図4-B〕

〔図4-C〕参照

図4-A 植樹帯を利用した例

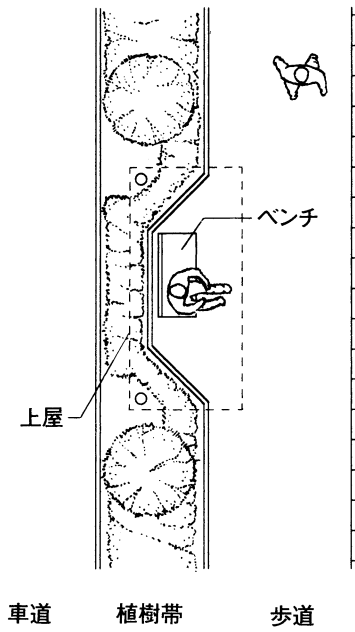


図4-B ポケットパークを設けた例

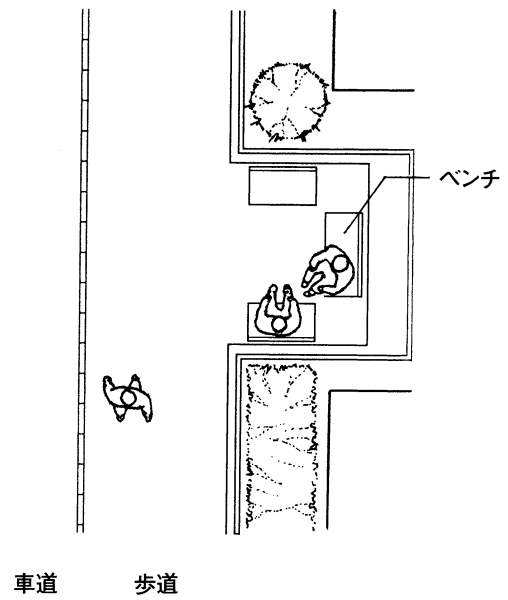
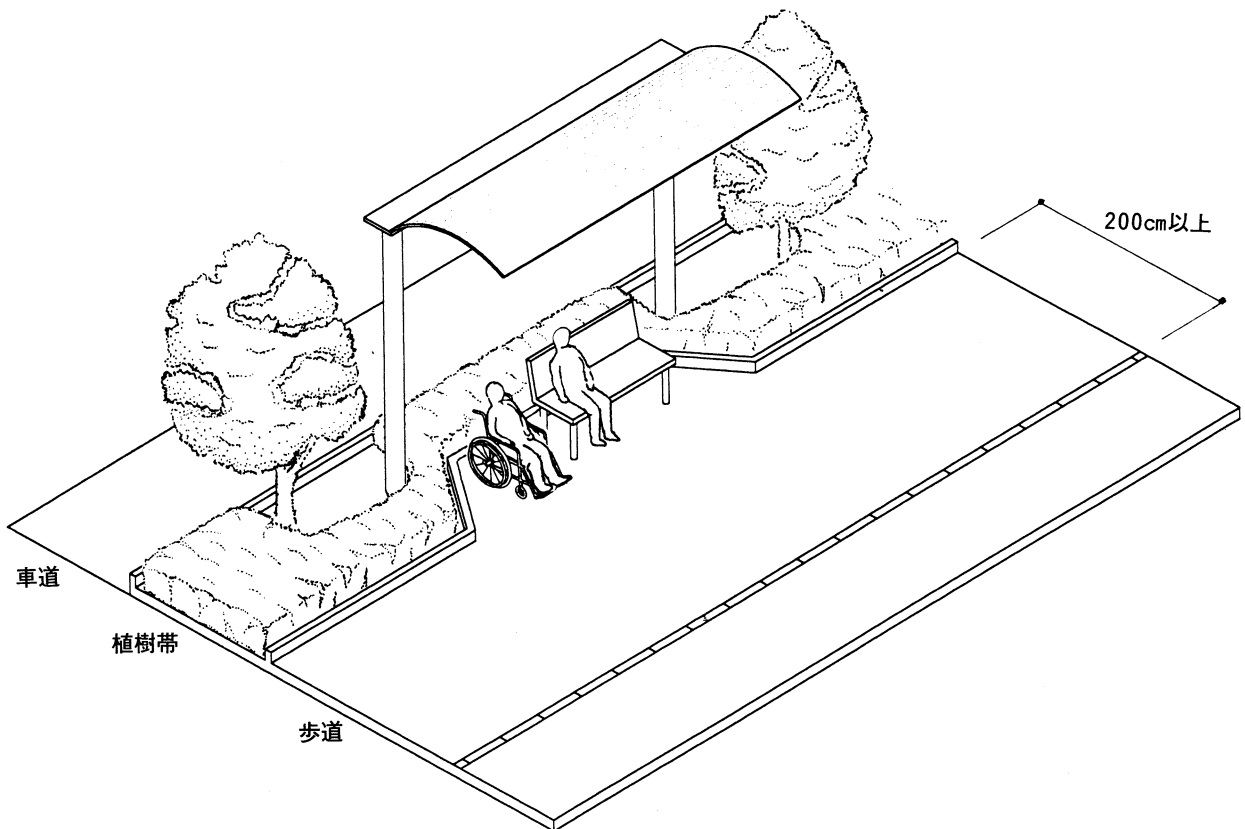


図4-C 上屋とベンチの整備例



道路(2)

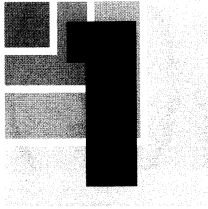


2

指定施設

●基本的考え方

連続した歩道の整備のためには、動線上にある立体横断施設の整備が重要となる。特に、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に昇降することができるエレベーターの設置が必要である。



通路

指定施設整備基準

通路（昇降部分を除く。以下この表において同じ。）は、次に定める構造とすること。

- (1) 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。
- (2) 段を設けないこと。ただし、段を2の項に定める構造に準じたものとし、3の項に定める構造の傾斜路又は段差解消機を併設した場合は、この限りでない。
- (3) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。
- (4) 通路を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。

整備基準解説

- (1) 幅員
車いす使用者同士が余裕をもって、すれ違えるように200センチメートル以上確保する。
- (2) 段
通路の施工にあたっては、凹凸や段が生じないように平たん性の確保に十分配慮する。
- (3) 路面
ア 路面は乾いている状態でも濡れた状態でも滑りにくい仕上げ材を選択する。
イ 路面の摩擦が大きい場合は、逆につまずく原因となることもあるので舗装材の選択には十分な留意が必要である。
- (4) 溝ふたの構造
格子型の場合にはピッチ1.25センチメートル程度、又は1.5センチメートル×10センチメートル程度とし、円形の場合には直径2センチメートル程度以下とする。
※昇降部分とは、地上から立体横断施設の一部又は下部の通路に接続する階段をいう。

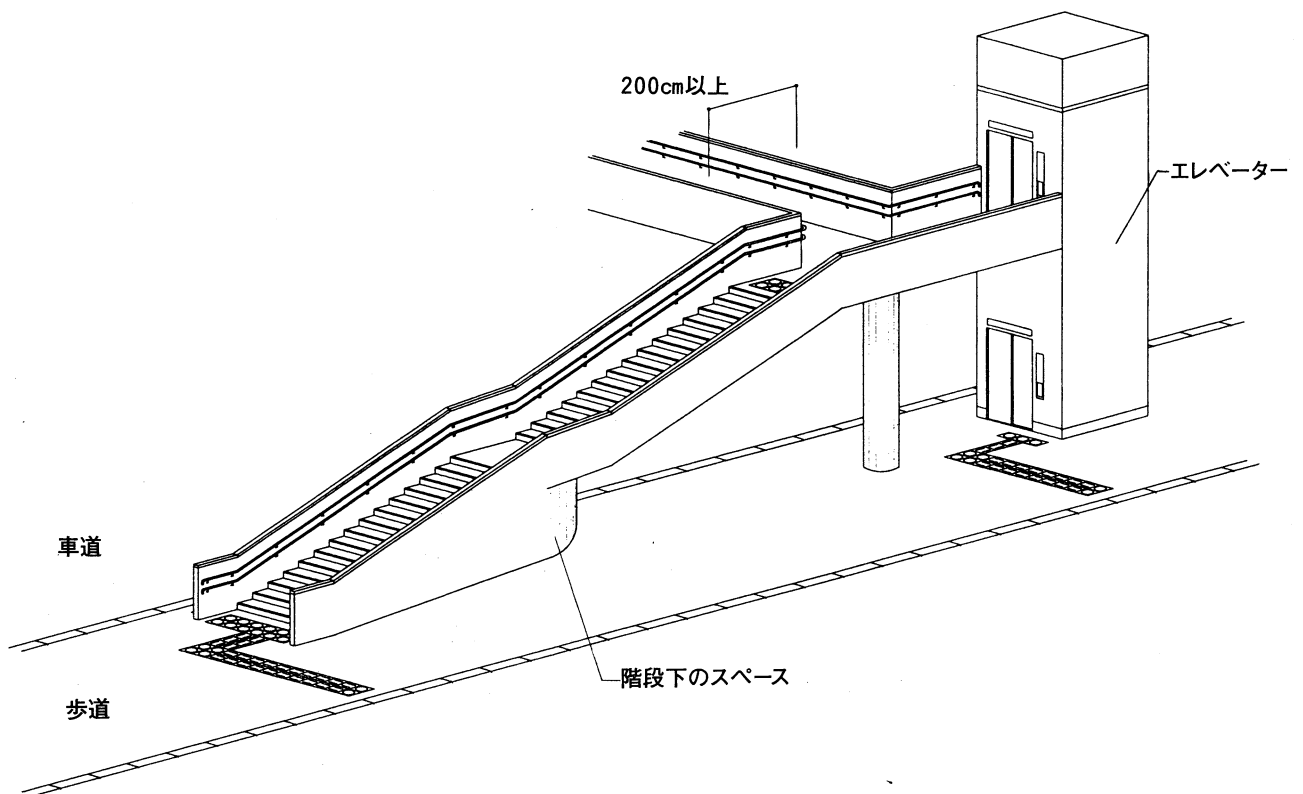
図面番号

➡〔図1-A〕参照

望ましい水準

- その他の事項
必要に応じ手すりを設ける。

図 1 - A 立体横断施設の整備例



階段下のスペースは、視覚障害者が入り込み、頭部をぶつけることのないよう高さに配慮し、衝突時の危険を避けるような仕上げとする。

2 階段

指定施設整備基準

昇降部分の階段は、次に定める構造とすること。

- (1) 有効幅員は、150センチメートル以上とすること。
- (2) 階段の両側には、4の項に定める構造の手すりを設けること。
- (3) 別表第5の6の項(4)及び(6)から(8)までに定める構造とすること。

整備基準解説

- (1) 幅員
150センチメートルは、松葉杖で円滑に階段を昇降できる寸法である。
- (2) 手すり
4の「手すり」の項を参照
- (3) 階段の形状及び踏面の仕上げ、段鼻、けこみ板の構造
建築物の6の「階段」の項(4)及び(6)から(8)までを参照。

望ましい水準

- その他の事項
 - ア 各段寸法は踏面30センチメートル以上、けあげ16センチメートル以下、けこみ2センチメートル以下とする。
 - イ 階段側面は両面とも壁であることが望ましいが、壁でない箇所には立ち上がりを設ける。
 - ウ 段を識別しやすいよう十分な照明に配慮し、必要に応じ足元灯等を設置する。

図面番号

→〔図2-A〕参照

→〔図2-B〕
〔図2-C〕参照

→〔図2-B〕参照

図2-A 階段の整備例

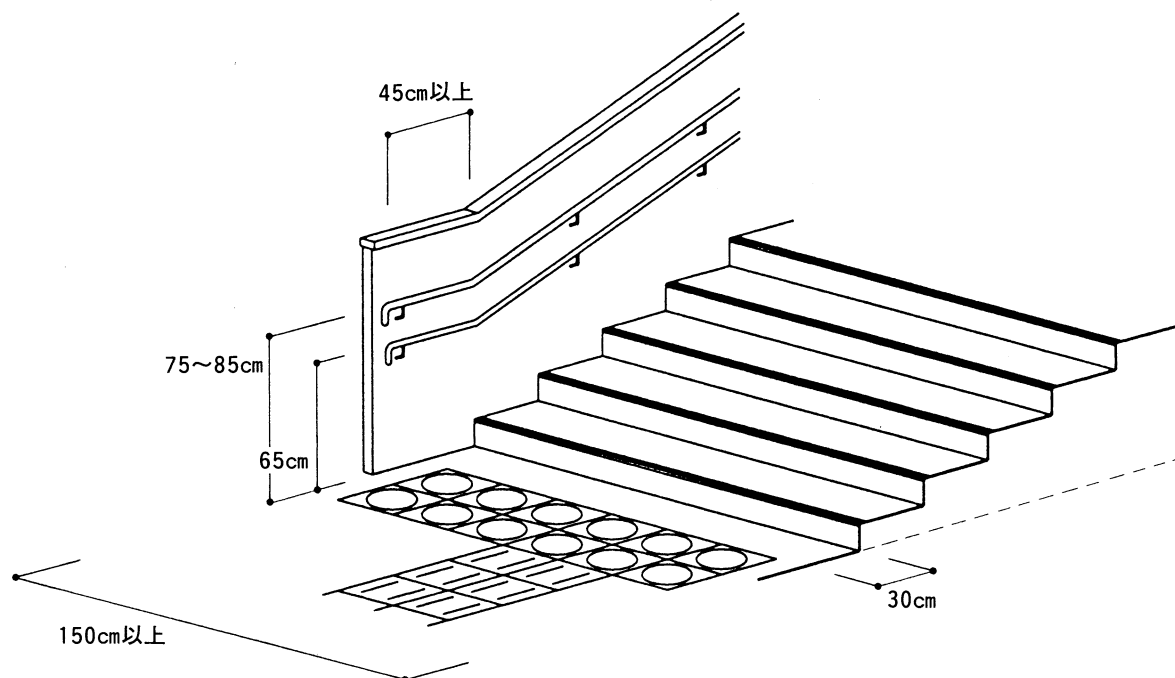
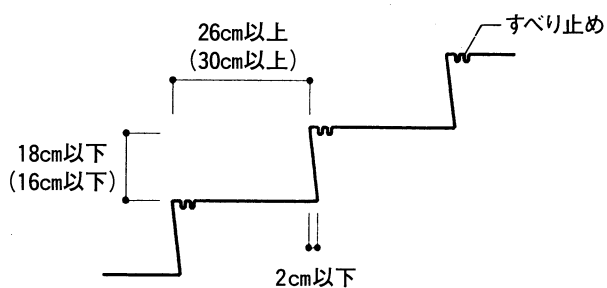
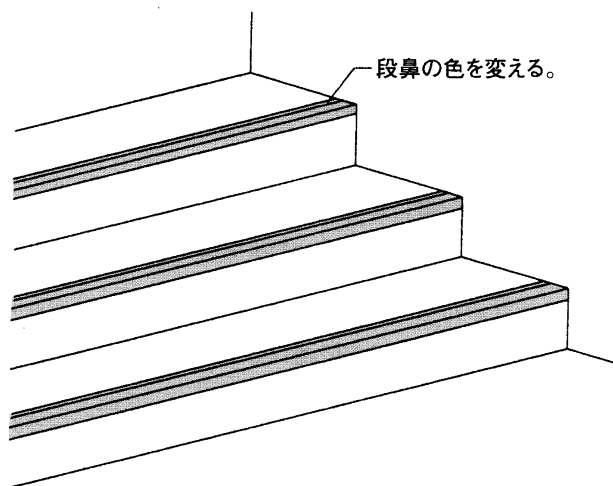


図2-B 段の形状



() 内は、望ましい水準の数値を示す。

図2-C 段鼻の色の識別



3

傾斜路

指定施設整備基準

1の項に定める構造の通路に設ける傾斜路は、次に定める構造とすること。

- (1) 有効幅員は、135センチメートル以上とすること。
- (2) こう配は、12分の1以下とすること。
- (3) 高低差が75センチメートルを超える傾斜路については、高さ75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の水平部分を設けること。
- (4) 傾斜路の始末端部には、長さ150センチメートル以上の水平部分を設けること。
- (5) 傾斜路の両側には、側壁若しくはさく又は高さ5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。
- (6) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (7) 必要に応じ、4の項に定める構造の手すりを設けること。

整備基準解説

1の項に定める構造の通路に設ける傾斜路とは

通路（昇降部分を除く）と建築物との接続部分で段が生じる場合等に設けるもので昇降部分（階と階を結ぶ階段）を傾斜路で処理するものではない。

- (1) 幅員
斜路行程が長い場合、途中で歩行者とのすれ違いが予想されるため、車いす使用者と歩行者が余裕をもってすれ違える寸法が必要となる。ただし、階段併設の場合は、100センチメートル以上とすることができる。
- (2) こう配
車いす使用者が自力で傾斜路を登坂するには相当な体力を必要とする。また、下降する場合でも腕にかかる負担は大きい。水に濡れる等の条件が加われば困難度はより高まるため、こう配はできる限り緩くする。
- (3) 傾斜路途中の水平部分
斜路行程が長い場合や、傾斜路の方向が途中で変わる箇所では、車いす使用者が途中で体勢をたてなおすことができる水平な踊り場が必要となる。
- (4) 始末端部の水平部分
始末端部前では前方の安全確認や休憩する等、次の動作に移るために車いすが回転できるスペースが必要である。
- (5) 立ち上がり
転落の危険性に配慮して高欄等を設ける。高欄等を設ける場合は杖や車いすのキャスターが落ちないように5センチメートル以上の立ち上がりを設ける。
- (6) 路面
車いすはこう配が急になるとスリップし、昇降が困難になるため表面は滑りにくい仕上げとする。特に、路材は水に濡れても滑りにくいものを選択して使用する。
- (7) 手すり
4の「手すり」の項を参照。

図面番号

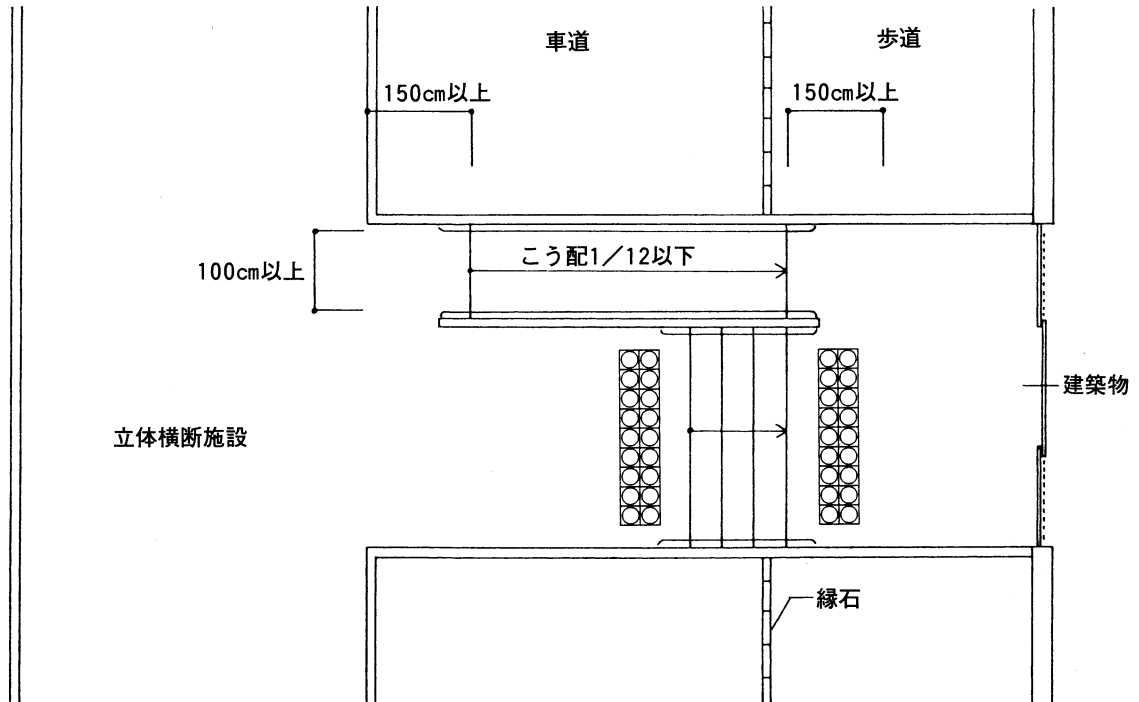
→〔図3-A〕参照

→〔表3-A〕参照

→〔図3-B〕参照

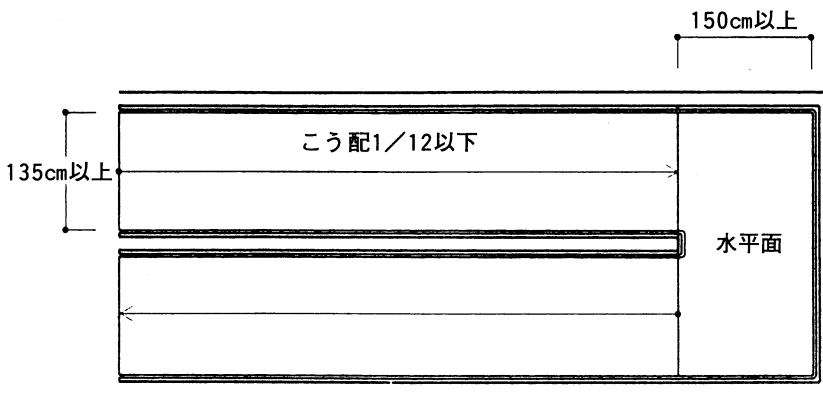
→〔図3-A〕参照

図3-A 傾斜路の整備例1



立体横断施設の通路上に段が生じる場合には、傾斜路を設ける。

図3-B 傾斜路の整備例2



傾斜路の方向が変わる場合には、水平面を設ける。

表3-A こう配の表示比較表

こう配	1/12	1/15
%	8.3	6.7
度	4.76°	3.81°

望ましい水準

- (1) 幅員
有効幅員は200センチメートル以上とする。
- (2) こう配
こう配は15分の1（6パーセント）以下とする。
- その他の事項
傾斜路の始終端部前に、150センチメートル以上の水平面を設ける。

→〔図3-A〕参照

4 手すり

指定施設整備基準

2の項に定める構造の階段及び3の項に定める構造の傾斜路に設ける手すりは、次に定める構造とすること。

- (1) 高さ75センチメートル以上85センチメートル以下のものと高さ65センチメートルのものとを併設すること。
- (2) 別表第5の8の項(1)、(3)及び(4)に定める構造とすること。

整備基準解説

- (1) 手すりの段数
低い高さの手すりは子供や高齢者にとって利用しやすい。2段手すりの取り付け方法として、上段、下段の手すりの中心を縦方向にそろえて設置した場合は、下段手すりの利用者が握りやすいよう、上段は80～85センチメートルとする。2段手すりの設置については下の段を子供等が足掛けとすることによる転落事故の防止に配慮する。
- (2) 手すりの水平部分、形状及び始末端部の構造
建築物の8の「手すり」の項(1)、(3)及び(4)を参照。

図面番号

- 〔図4-A〕
〔図4-B〕
〔図4-C〕参照

望ましい水準

- その他の事項
広幅員の階段、傾斜路には必要に応じ中央部に手すりを設ける。

図4-A 手すりの設置例1 (階段の場合)

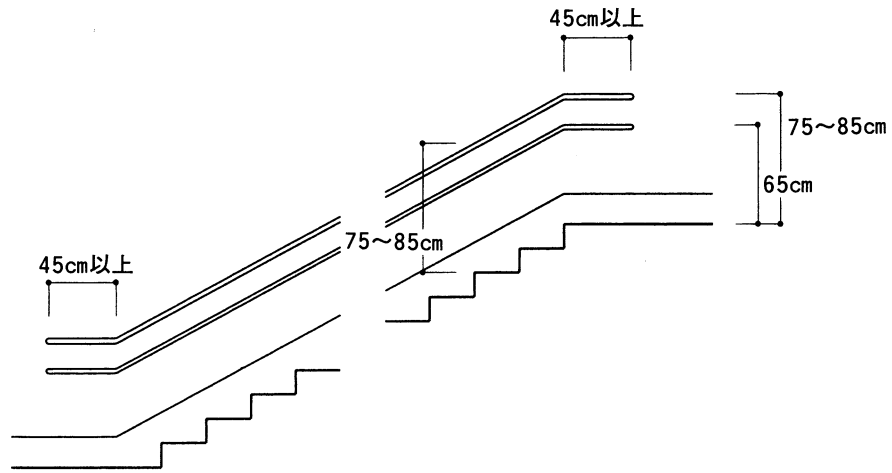


図4-B 手すりの設置例2 (傾斜路の場合)

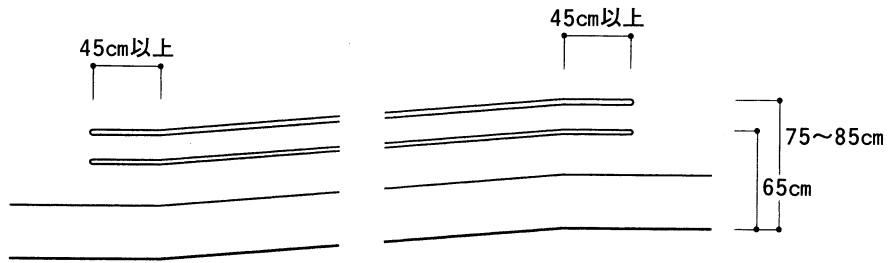
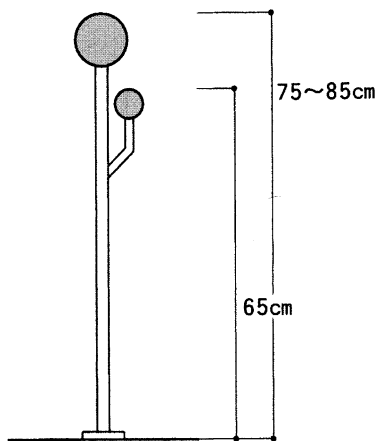
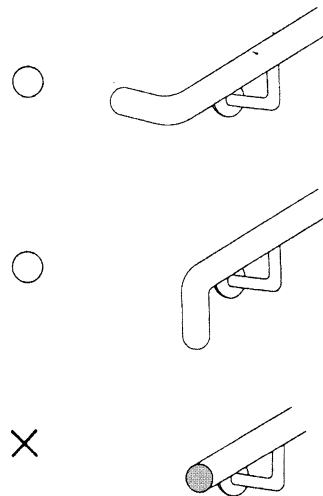


図4-C 手すりの断面図



下段の手すりは上段手すりとずらして取り付け、子どもが握りやすい太さとする。

図4-D 端部の納まり



手すり端部は、衝突時の危険防止のための処理を行う。

5

エレベーター

指定施設整備基準

大規模な公共交通機関の施設を有し、業務機能が集積する区域に立体横断施設を設ける場合は、別表第5の9の項に定める構造のエレベーターを設けること。

整備基準解説

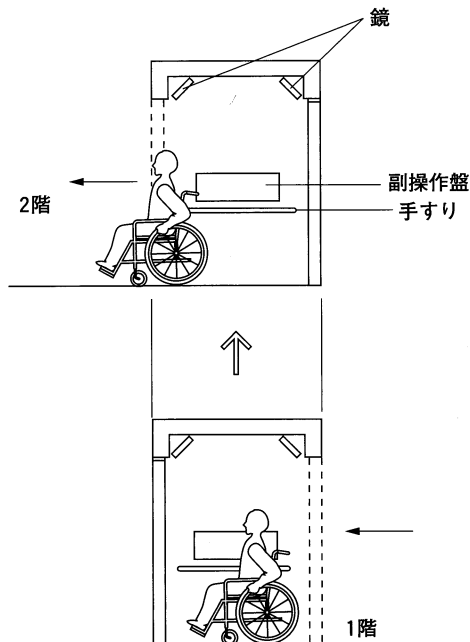
構造は、建築物の9の「エレベーター」の項を参照。

望ましい水準

- (1) かご及び乗降ロビーの構造
 - ア かごの内法寸法、間口160×奥行135センチメートル以上とする。
 - イ 乗降ロビーの内法寸法は、幅、奥行それぞれ150センチメートル以上とする。
 - ウ 聴覚障害者のための情報伝達手段として、視覚による双方向モニター等を設置する。
- (2) 出入口の幅員
出入口の有効幅員は、90センチメートル以上とする。
- その他の事項
立体横断施設を設ける場合は、5の項に定める構造のエレベーターを設ける。特に障害者、高齢者等の利用の多い施設等の経路上にある立体横断施設については優先的にエレベーターを設けるよう努める。

図面番号

図5-A 出入口が複数あるエレベーターの例



鏡は、乗降時の後方等の確認ができる位置に設ける。

6

案内標示

指定施設整備基準

案内標示を設ける場合は、次に定める構造とすること

- (1) 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。
- (2) 障害者、高齢者等の通行の支障とならないような位置に設けること。
- (3) 障害者、高齢者等に見やすい高さに設けること。
- (4) 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。
- (5) 案内標示の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。

整備基準解説

○ 基本的考え方

障害者、高齢者等の移動を容易にするため、障害の特性に応じた案内標示を行う。案内板・サインの設置にあたっては、車いす使用者、弱視者、高齢者、知的障害者等にも分かりやすく、また、通行の妨げとならないよう、設置位置や高さ等について配慮する。照明や採光もあわせて配慮する。

(1) 文字

書体は太ゴシック系がよい。記号や図は知的障害者、子ども、外国人等にも分かりやすいデザインとする。

(2) 設置位置

通路等に設置する場合は、通路の幅員に配慮する。また、視覚障害者の通行の支障にならないように設置する。

(3) 高さ

案内板表示面の高さは、平均的視点の高さと仰角から、床面より 50～200 センチメートル程度の範囲とする。この基準は利用者が板面から 100 センチメートル程度の距離から見ることを想定している。

(4) 照明

夜間の判読性を高めるため、照明を近接して設ける。この際反射による判読性の低下に注意する。

(5) スペース

案内標示の前には車いす使用者が回転できるスペースを設ける。

図面番号

→P 99

〔図15-C〕参照

→P 101

〔図15-D〕参照

望ましい水準

(1) 文字

ア 点字による表示を行う。

イ 漢字表記については、必要に応じひらがなを併記する。

○ その他の事項

必要に応じ音による案内（音声誘導装置）を併用する。



視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備

指定施設整備基準

- (1) 次の場所には、別表第3の3の項(2)に定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
 - ア 立体横断施設の昇降口並びに階段等及びエスカレーターの始末端部に近接した路面
 - イ 不特定かつ多数の者が利用する施設又は視覚障害者の利用することの多い施設から最寄りの鉄道の駅又はバス停留所に至る立体横断施設の通路のうち、視覚障害者を誘導することが必要である場所
- (2) その他の設備については、別表第5の16の項(4)及び(5)に規定する整備基準を準用する。

整備基準解説

- (1) 視覚障害者誘導用ブロック
構造は、道路の一般都市施設整備基準3の「視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備」の項(2)を参照。
 - ア 立体横断施設の昇降口等の敷設
昇降口に近接した路面に敷設することにより、立体横断施設の位置の表示と誘導を行う。階段等の敷設にあたっては、踏み越すおそれのない敷設幅を確保する。
 - イ 連続敷設
区役所、図書館、市が設置する全市一館施設その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等から、最寄りの駅、バス停への経路上にある立体横断施設が対象となる。連続した経路の立体横断施設にエレベーターがある場合はエレベーターの乗り場ボタン前に敷設する。
- (2) 点字表示及びエスカレーター
建築物の16の「視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備」の項(4)及び(5)を参照。

図面番号

→〔図7-A〕
〔図7-B〕参照

望ましい水準

- その他の事項
 - ア エスカレーターの始末端部で音声案内を行う。
 - イ 必要に応じ音による案内（音声誘導装置）を設ける。
 - ウ 敷設にあたっての留意点
 - （ア）視覚障害者誘導用ブロックが識別しやすいよう周辺の床材をレンガやインターロッキング等とする場合、目地部にも段差が生じないように施工する。
 - （イ）連続して敷設する場合は、壁面等から通行の支障とならない距離を確保する。

図7-A 視覚障害者誘導用ブロックの立体横断施設の敷設例

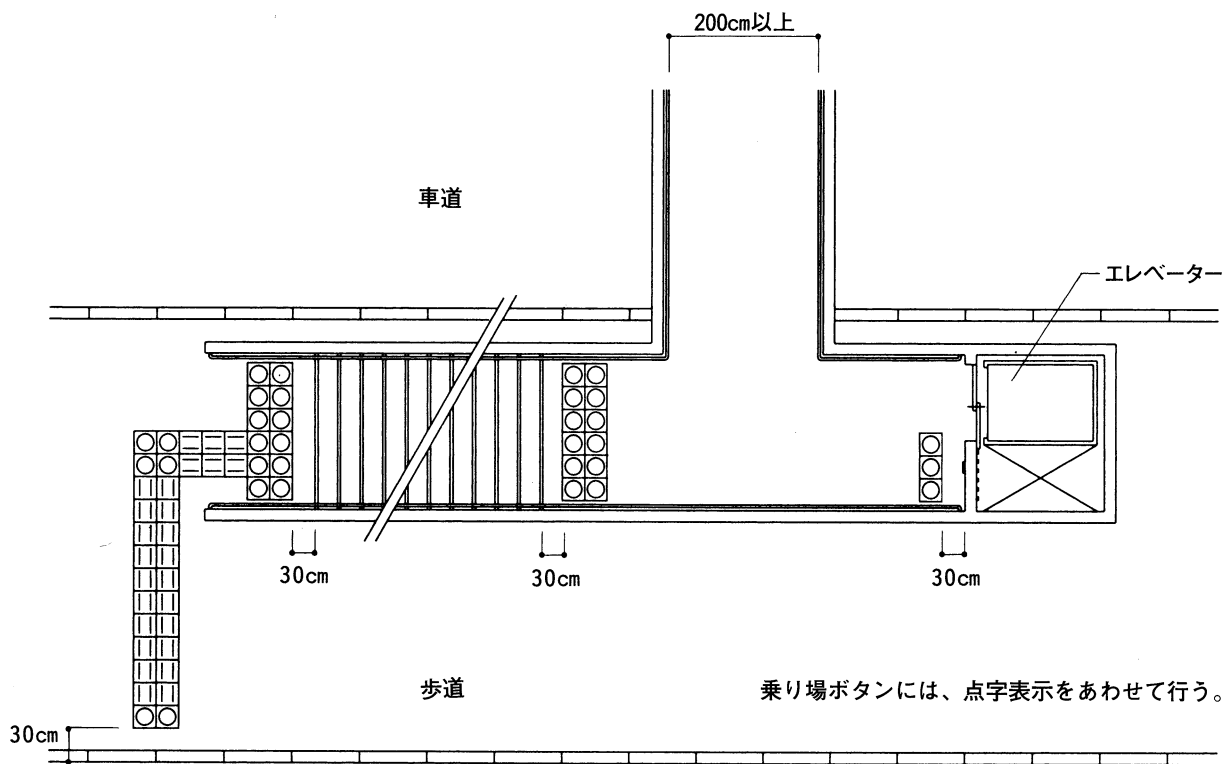
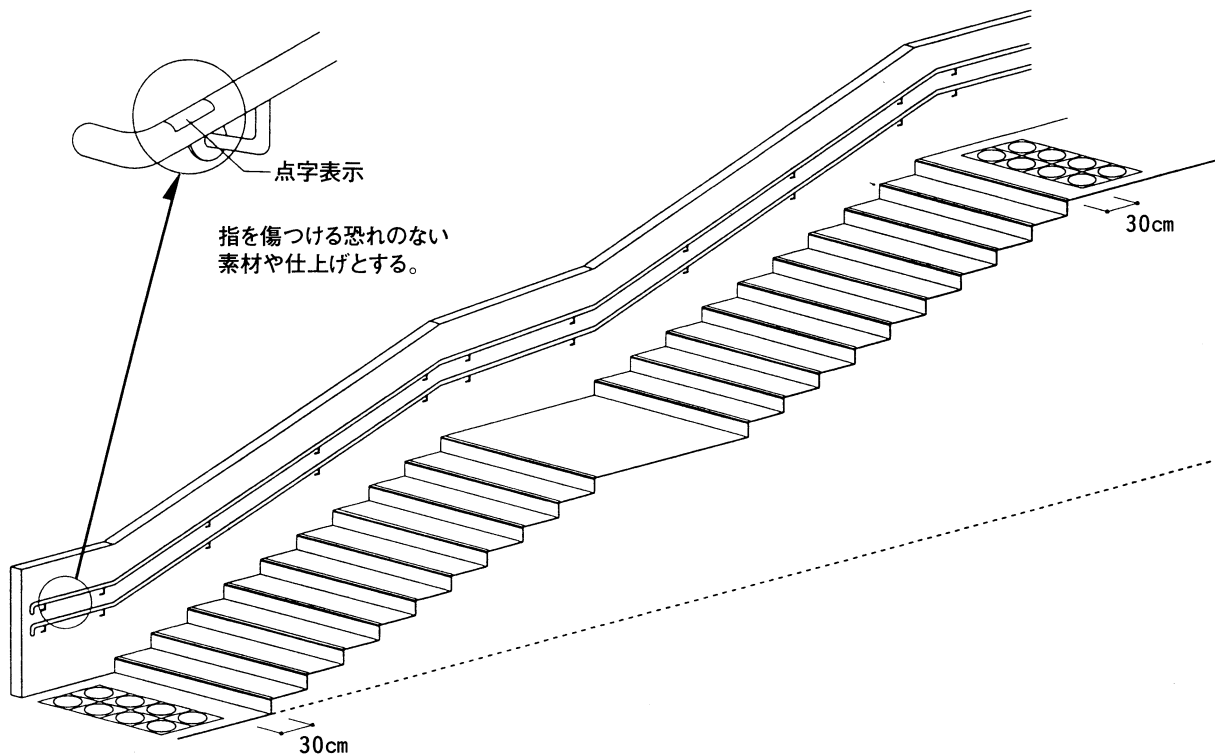


図7-B 階段まわりの整備例



コ ラ ム

輝度と輝度比について（道路の移動円滑化整備ガイドラインより一部分引用）

(1) 輝度 (cd/m²)

ものの明るさを表現したものであり、単位面積あたり、単位立体角当たりの放射エネルギー（発散する光の量）を比視感度（電磁波の波長毎に異なる感度）で計測したものであり、光源の見かけの面積と観察角度により変化します。輝度は輝度計により測定することができます。（JIS Z9111）

(2) 輝度比

視覚障害者誘導用ブロックの輝度 (cd/m²) と周辺床材（ブロック）の輝度の比です。望ましい輝度比は2.0以上です。

輝度比＝視覚障害者誘導用ブロックの輝度 (cd/m²) / 舗装路面の輝度 (cd/m²)

（輝度が大きい方を除算するので、ブロックと舗装の輝度比を逆として算出する場合もある。）